

# 第 68 期

# 計 算 書 類

自 2019 年 4 月 1 日  
至 2020 年 3 月 31 日

- ・ 貸 借 対 照 表
- ・ 損 益 計 算 書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個 別 注 記 表

# 貸借対照表

[2020年3月31日現在]

株式会社 NHKアート

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>6,236,142</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,933,916</b>
現金及び預金	3,711,655	買掛金	1,042,168
売掛金	2,445,209	リース債務	25,620
材料及び貯蔵品	1,455	未払金	5,319
仕掛品	55,739	未払費用	463,489
前払費用	15,641	前受金	2,062
その他	6,686	未払法人税等	34,829
貸倒引当金	△ 244	未払消費税	80,415
		未払事業所税	7,710
		預り金	27,412
		賞与引当金	244,887
<b>固定資産</b>	<b>1,741,615</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,252,998</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>407,030</b>	リース債務	36,528
建物	39,193	退職給付引当金	1,216,470
建物附属設備	75,275		
機械	0		
器具備品	99,468		
土地	137,523		
リース資産	55,569		
<b>無形固定資産</b>	<b>82,580</b>		
電話加入権	7,848		
施設利用権	8		
ソフトウェア	74,724		
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,252,004</b>		
投資有価証券	98,728		
長期性預金	250,000		
差入保証金	37,845		
保険積立金	367,503		
繰延税金資産	483,115		
その他	22,910		
貸倒引当金	△ 8,100		
		<b>負債合計</b>	<b>3,186,915</b>
		<b>純資産の部</b>	
		科目	金額
		<b>株主資本</b>	<b>4,790,842</b>
		資本金	200,000
		利益剰余金	4,590,842
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	4,540,842
		事業維持積立金	3,314,000
		4K・8K設備整備積立金	288,000
		繰越利益剰余金	938,842
		<b>純資産合計</b>	<b>4,790,842</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,977,757</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,977,757</b>

# 損益計算書

〔 自 2019年4月 1日  
至 2020年3月 31日 〕

株式会社 NHKアート

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,014,263
売 上 原 価		15,613,328
売 上 総 利 益		1,400,934
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		884,027
営 業 利 益		516,907
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	111,061	
不 動 産 賃 貸 料	15,624	
そ の 他	22,086	148,772
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	1,171	1,171
経 常 利 益		664,508
税 引 前 当 期 純 利 益		664,508
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	136,396	
法 人 税 等 調 整 額	66,078	202,474
当 期 純 利 益		462,033

# 株主資本等変動計算書

〔 自 2019年4月 1日  
至 2020年3月 31日 〕

株式会社 NHKアート

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			事業維持 積立金	4K・8K設備整備 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	200,000	50,000	3,218,000	350,000	1,079,659	4,697,659	4,897,659	
当 期 変 動 額	-	-	-	-	-	-	-	
事業維持積立金の 積立	-	-	96,000	-	△ 96,000	-	-	
4K・8K設備整備 積立金の 取崩	-	-	-	△ 62,000	62,000	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 568,850	△ 568,850	△ 568,850	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	462,033	462,033	462,033	
当期変動額合計	-	-	96,000	△ 62,000	△ 140,816	△ 106,816	△ 106,816	
当 期 末 残 高	200,000	50,000	3,314,000	288,000	938,842	4,590,842	4,790,842	

# 個別注記表

〔 自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日 〕

株式会社 NHKアート

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

- a. 関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- b. その他有価証券(時価のあるもの) …… 移動平均法による時価法
- c. その他有価証券(時価のないもの) …… 移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

- a. 材料 …… 先入先出法による原価法  
(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- b. 貯蔵品 …… 先入先出法による原価法  
(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- c. 仕掛品 …… 個別法による原価法  
(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- 建物及び建物附属設備 …… 3～30年
- 機械及び器具備品 …… 3～15年

- ② 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を計上するほか、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 684,787 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,656,352 千円

短期金銭債務 1,076 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 11,310,106 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

発行株式数 普通株式 387,500 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2019年6月27日開催の定時株主総会で、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 568,850 千円

② 配当の原資 利益剰余金

③ 1株当たりの配当額 1,468 円

④ 基準日 2019年3月31日

⑤ 効力発生日 2019年6月27日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

当事業年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	372,483 千円
賞与引当金	74,984 千円
未払事業税	7,745 千円
資産除去債務	15,139 千円
未払社会保険料	10,308 千円
その他	16,069 千円
繰延税金資産小計	496,731 千円
評価性引当額	△ 13,615 千円
繰延税金資産合計	483,115 千円

## 6. 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*2)	時価 (*2)	差額
① 現金及び預金	3,711,655	3,711,655	—
② 受取手形及び売掛金 (*1)	2,444,964	2,444,964	—
③ 買掛金	(1,042,168)	(1,042,168)	—

・受取手形および売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。……(\*1)

・負債に計上されているものについては、( )で示しております。……(\*2)

・非上場株式(貸借対照表計上額98,728千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## ① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本放送協会	(被所有) 直接65.4% 間接34.6%	非常勤取締役 2名 非常勤監査役 1名	美術セット制作等	11,310,106	売掛金	1,656,214
親会社の子会社	(株)NHKエンタープライズ	(所有) 直接2.4% (被所有) 直接7.4%	非常勤取締役 1名	美術セット制作等	2,076,939	売掛金	213,467
親会社の子会社	(株)NHKエデュケーション	(所有) 直接4.5% (被所有) 直接3.8%	番組制作等	美術セット制作等	906,212	売掛金	84,905

## (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

美術セット制作料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 12,363 円 46銭

(2) 1株当たりの当期純利益金額 1,192 円 34銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

\* 本計算書類中の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

株式会社NHKアート

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、株式会社NHKアートの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上